

平成28年度スポーツ文化ツーリズム国際シンポジウム（仮称）事業企画公募仕様書

1. 事業名称

平成28年度スポーツ文化ツーリズム国際シンポジウム（仮称）事業

2. 事業趣旨

スポーツ庁、文化庁及び観光庁（以下「3庁」という。）では、3庁の政策連携による相乗効果によって、新たに生まれる地域ブランドや日本ブランドを確立・発信し、訪日観光客の増加や、国内観光活性化を図るため、平成28年3月に包括的連携協定を締結した。そのキックオフとして、スポーツ文化ツーリズムの振興を目的に、平成28年7～8月にかけて、全国から優良事例を「スポーツ文化ツーリズムアワード2016」として公募し、10件を選定の上、同年9月の「ツーリズムEXPOジャパン（主催：日本観光振興協会、日本旅行業協会（JATA）」において公表したところである。

本事業では、スポーツ文化ツーリズムを更に振興し、2020年までに訪日外国人4,000万人という目標値に貢献するような魅力あるコンテンツを生み出すため、スポーツ文化ツーリズムをテーマとした国際シンポジウムの開催及び「スポーツ文化ツーリズムアワード2016」入選作品の現地調査や海外事例を踏まえた報告書作成業務を行うものである。

3. 委託業務内容

委託事業者は、文化庁の指示に従い、以下の業務を行う。なお、企画・運営の具体化や仕様書の定めのない事項については、文化庁と協議の上、決定すること。

（1）シンポジウムの開催

①企画会議の開催

本シンポジウムは文化庁、スポーツ庁、観光庁による包括的連携協定に基づき実施されることから、3庁及び必要に応じ、関係団体や有識者等を交えた企画会議を開催する。委託事業者は、企画会議の開催・運営や、記録作成等を行うこと。

②シンポジウムの開催

- ・スポーツ文化ツーリズムの振興に資する国際シンポジウム（1～2日間程度）を平成28年度内に1回実施すること。
- ・実施内容は、以下の構成イメージを参考に企画すること。なお、基調講演（海外からの招へい講演）及び表彰式は必ず実施すること。
- ・委託事業者は、報道発表資料や会見用資料の作成（外国語対応を含む）、国内外の報道機関等への周知、記者会見及びシンポジウムの運営・記録等を行うこと。
- ・実施にあたっては、メディアやSNS等を通じた発信に力点を置くとともに、国際発信にも努めること。
- ・スポーツ文化ツーリズムに向けた3庁の取組を効果的に国内外に普及・発信す

るため、各種説明資料のほか、予算の範囲内で、チラシ、ポスター、ソーシャルメディア等の広報物の制作・運営を行う。広報媒体については、費用対効果を考慮の上、効果的な手段を提案すること。また、文化庁の指示する広報物については、英訳を行うこと。

- ・以上を踏まえ、委託事業者は、効果的な実施のために適切な開催地・開催時期・実施内容等の提案を行うこと。開催地や開催時期の決定は、委託事業者の提案をもとに、文化庁が決定する。

<参考：国際シンポジウム構成イメージ>

【1日目】

[シンポジウム]

- ・基調講演（海外からの招へい講演）※必須
- ・パネルディスカッション
（パネラー案：文化、スポーツ等の各分野の有識者＋旅行業界等）
- ・表彰式 ※必須
（「スポーツ文化ツーリズムアワード2016」10選の中から、さらに大賞、各長官賞等を選定）
- ・受賞自治体によるプレゼンテーション

【2日目】

[ワークショップ]

- ・文化、スポーツ、観光を専攻している学生によるアイデアソン
テーマ例「スポーツ文化ツーリズムで地域を活性化する！」
（参考）国土交通省「未来の東京駅を描く「アイデアソン・ハッカソン」」
http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk1_000085.html
- ・アワード選考委員等による講評・優秀作品選定

(2) 「スポーツ文化ツーリズムアワード2016」入選取組の現地調査

平成28年9月に選定した「スポーツ文化ツーリズムアワード2016」の入選取組10件について、現地調査を行い、取組内容を取りまとめる（とりまとめる資料の内容・項目については3庁と調整の上、決定するものとする）。

(参考) 「スポーツ文化ツーリズムアワード2016」入選について

http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/2016092304.html

(3) 海外事例の収集

海外におけるスポーツ・文化を活用した観光の取組・イベント等の事例を 5 件程度収集する。地域、取組内容の偏りが生じないように留意すると共に、最終的には3庁と調整の上決定するものとする。

(4) 報告書の作成

(1) ～ (3) の実施内容・結果を総括する報告書（業務成果報告書）を作成する。

4. 委託業務内容の詳細及び積算基準

委託業務内容の詳細及び実施業務にかかる必要経費の積算に当たっては、目安として下表を参照すること。なお、委託費の総額の範囲内で、各事項の業務内容や経費は変動する。

※提案は実現可能性のあるものとする。

区分	業務内容・留意事項
1. シンポジウム等の開催	
(1) 企画会議の開催	① 3庁担当者による企画会議の開催（4回程度）。なお、企画会議には、必要に応じ、関係団体や有識者等を交えて開催すること。 ② 有識者等への謝金及び旅費は委託費に含む。 ③ 会場は、3庁が無償提供する会場を想定する。 ④ 委託事業者は文化庁の指示の下、各種資料を作成するとともに、議事録の作成等を行う。 ⑤ 開催回数は文化庁と相談の上、適切な回数を実施する。 ⑥ その他、企画会議の開催に係る一切の業務を行うこと。
(2) シンポジウムの開催	① スポーツ文化ツーリズムの振興に資するシンポジウム（1～2日間程度）を1回実施すること。 ② 開催地は、3庁が実施する政策を踏まえ、スポーツ文化ツーリズムを広報する上で最大限の効果を得られる場所を提案すること。開催地はスポーツ庁、観光庁と調整の上、文化庁が決定する。 ③ 契約締結後、速やかに行程表を作成し、文化庁の承認を受ける他、基本計画、運営計画、運営体制等の作成・決定を適切に行うこと。 ④ 予算の範囲内で、チラシ、ポスターおよび動画等の制作を行うこと。なお、広報物の制作にあたっては、費用対効果の面から吟味したうえで、媒体（チラシ、ポスター、動画等）を選定し、文化庁の判断を仰ぐこと。

	<p>⑤実施にあたっては、メディアや SNS 等を通じた情報発信に力点を置くこと。なお、海外も視野に入れた計画とする。そのため、日英二か国語でコンテンツの制作と発信を行う（必要に応じ、資料やコンテンツの制作、翻訳等を含む）。</p> <p>⑥シンポジウムの記録（議事録、写真撮影）を行うこと。また、必要に応じ、動画撮影を行い、YouTube 等に掲載すること。</p> <p>⑦その他、予算の範囲内でシンポジウムを効果的に実施するに当たり、必要な事項を提案すること。</p>
2. 「スポーツ文化ツーリズムアワード 2016」 入選取組の現地調査	
「スポーツ文化ツーリズムアワード 2016」 入選取組の現地調査	<p>①平成 28 年 9 月に選定した「スポーツ文化ツーリズムアワード 2016」の入選取組 10 件について、現地調査を行い、取組内容を取りまとめること。</p> <p>②現地調査の旅費、有識者への意見聴取にかかる経費等、この調査を実施するにあたっての一切の費用が業務請負額に含まれるものとする。</p>
3. 海外事例の収集	
海外事例の収集	<p>①海外事例を 5 件程度選定の上、調査を行うこと。</p> <p>②調査手法は文献調査、現地調査等問わないが、予算の範囲内で適切な調査を実施すること。</p> <p>③調査内容、項目については 3 庁と調整の上、決定すること。</p>
4. 報告書の作成	
報告書の作成	<p>本事業の報告書の制作、印刷、配布を行う。</p> <p>①報告書には、各種広報資料や開催概要、広報分析を掲載すること。</p> <p>②上述のシンポジウム実施報告に加え、2. 「スポーツ文化ツーリズムアワード 2016」 入選取組の現地調査、3. 海外事例の収集を掲載すること。</p> <p>③報告書は 300 部を納品すること（簡易冊子で可）。</p>
5. その他	
権利処理	<p>① 広報や記録（音声、映像等）を行う際は、著作権や肖像権等の処理をした上で行うこと。</p> <p>② シンポジウムに係る広報資料や記録等は、文化庁のホームページや Twitter 等で公開することを想定すること。</p>